

第3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく手続

1 特定施設の許可申請

日最大 50 m³以上の排水を公共用水域に排出する者は、特定施設の設置や構造等の変更をしようとするときは、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づき事前評価書※¹を添付した許可申請書を提出し、事前に知事（岡山市、倉敷市では当該市の市長）の許可を得なければならない。

※1 事前評価書について

事前評価とは、特定施設の設置や構造等の変更に当たって、周辺公共用水域に与える影響の範囲と程度を予測し、環境に著しい支障を生じないことを、事業者自らが立証するものである。（事前評価の方法については、「瀬戸内法に係る事前評価手法」のとおり＜→P56, P57参照＞）

※2 有害物質貯蔵指定施設の設置について

瀬戸内法の対象となる工場又は事業場においても、有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、水質汚濁防止法に係る届出が必要である。＜→P12参照＞

2 手続の種類

瀬戸内法に係る手続の種類は、「瀬戸内法に基づく許可申請・届出の種類（P55）」のとおりである。

3 特定施設の設置許可申請等

(1) 特定施設の設置許可が必要な場合（瀬戸内法第5条）

- ・特定施設を設置しようとするとき（更新を含む。）。

※ 特定施設の更新について

特定施設の更新は、特定施設の廃止及び設置として扱う。したがって、特定施設の更新の際は、事前に設置許可申請を行い、許可後、実際に特定施設を廃止した後、瀬戸内法第9条の廃止届を提出することとなる。

- ・既に設置している特定施設以外の施設について、用途の変更や使用原材料の変更等によって特定施設に該当するようになるとき。
- ・既に設置している特定施設の種類（水質汚濁防止法施行令別表第1の区分）が変更になるとき。
- ・瀬戸内法の許可が不要であった日最大排水量50m³未満の特定事業場が、日最大排水量を50m³以上にしようとするとき（既存の特定施設を含め、すべての特定施設の設置許可が必要）

(2) 特定施設の構造等の変更許可が必要な場合（瀬戸内法第8条）

- ・特定施設の構造や使用方法、汚水等の汚染状態や量を変更するとき。
- ・汚水等の処理方法を変更するとき（汚水等の処理施設の新設や改造の変更など）。
- ・排水口ごとの排水量や排水系統別の水量を変更するとき。
- ・公共下水道に接続するとき。

※ 変更許可申請の際には、設置許可申請と同様に事前評価書の添付が必要となるが、瀬戸内法施行規則第7条の2の各号のいずれかに該当する場合は不要となる。

4 事前評価を要しない場合（瀬戸内法施行規則第7条の2）

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、事前評価は不要となる。

(1) 次のいずれにも該当すること

- イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の水質及び水量※が増大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。）。※水質、水量とも通常及び最大の値・量を指す。（以下同じ。）
- ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該処理施設による汚水等の処理後の水質並びに処理後の水量が増大しないこと。
- ハ 排水口の位置及び数並びに排出先に変更がないこと。

(2) 次のいずれにも該当すること

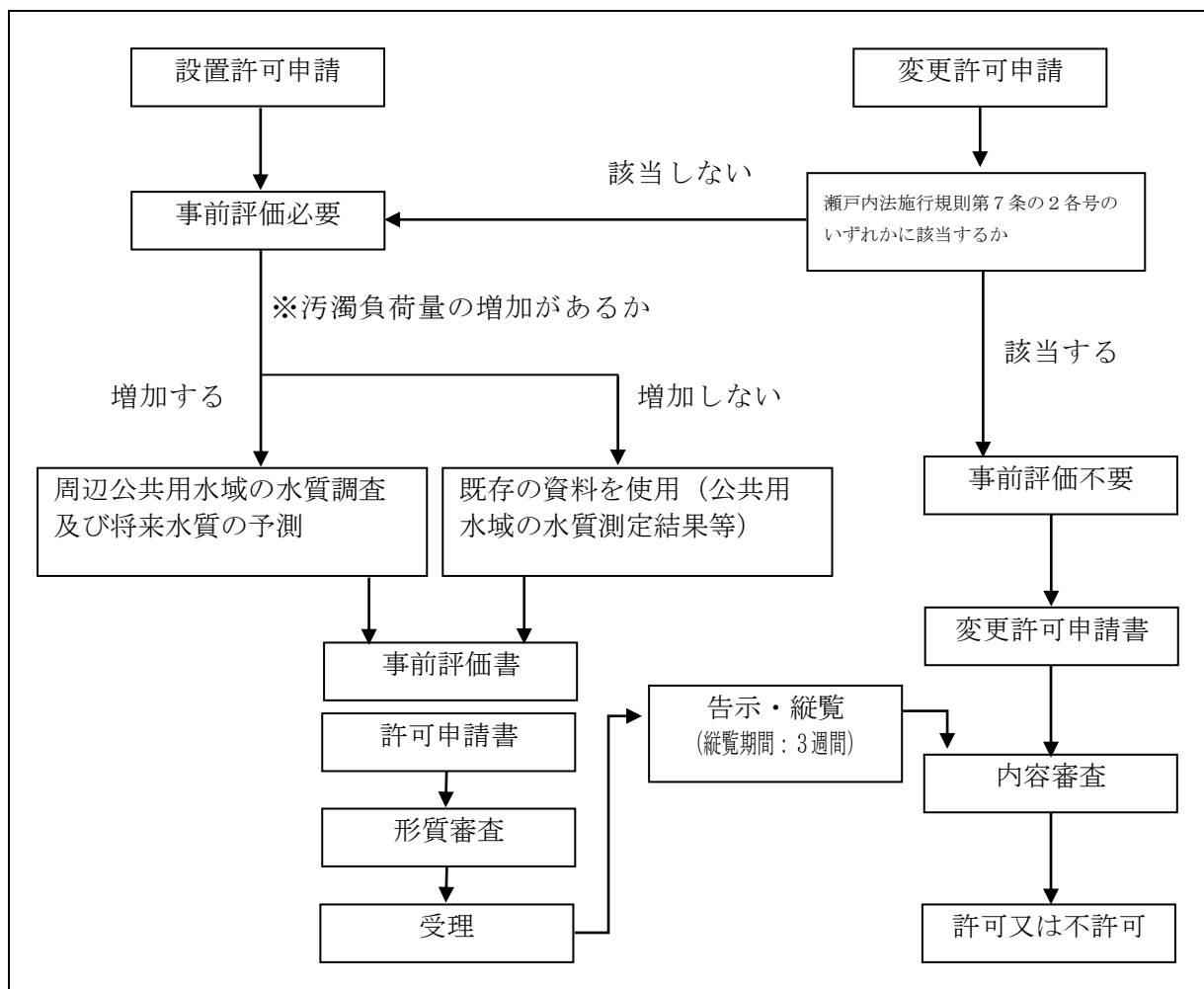
- イ 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む。）において各排水口の排出水の水質及び量が増大しないこと。
- ロ (1)ハに掲げていること。

(3) 次のいずれにも該当すること

- イ (2)イに掲げていること。
- ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること（既存の排水口を引き続き使用する場合は、その排水口について排出水の排出の方法に変更がないこと。）

(4) 次のいずれにも該当すること

- イ (2)イに掲げていること。
- ロ 事業活動等中使用されていない水又は事業活動等中使用された水であって、水質が悪化しない用途に供された水（冷却水等）のみを排出する排水口の排出水の排出方法を変更すること（当該排水口以外の排水口で排出水の排出方法に変更がない場合に限る。）。)



5 その他

(1) 提出部数

許可申請書：正本及びその写し各 1 通が必要。

事前評価書：正本 1 通及びその写し 2 通が必要。

(2) 許可書

特定施設の設置許可申請又は特定施設の構造等変更許可申請が受理され、審査の結果、許可が下りた場合は、申請をした者に許可書が交付される。

6 特定施設設置（使用、構造等変更）許可申請書の記入要領及び記入例

第 2 「水質汚濁防止法に基づく手続」を参照。＜→P11, 58, 59 参照＞

7 瀬戸内法に基づく許可申請・届出の種類

申請・届出の種類	申請・届出が必要な場合	申請・届出時期
【瀬戸内法第 5 条】 特定施設設置許可	・「特定施設」を設置しようとするとき ・水濁法の特定事業場で、排出水の量が増加し、日最大排水量が 50m³以上になるとき	あらかじめ (許可後に工事着工が可能)
【瀬戸内法第 7 条】 特定施設使用届出	・政令の改正により新たに指定された「特定施設」を既に設置しているとき	特定施設となった日から 30 日以内
【瀬戸内法第 8 条】 特定施設の構造等 変更許可	次の事項を変更しようとするとき ・特定施設の構造又は使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の量（排水系統別の量を含む。）	あらかじめ (許可後に工事着工が可能)
【瀬戸内法第 8 条第 4 項】 軽微変更届出	次の事項に変更があったとき ・様式第 1 の別紙 1～3 の「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項 ・様式第 1 の別紙 4・5 の「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項（排出水の量又は廃水系統別の水量に係るものに限る。）	変更のあった日から 30 日以内
【瀬戸内法第 9 条】 変更届出	次の事項に変更があったとき ・排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）、用水・排水系統、特定施設の設備	変更のあった日から 30 日以内
【瀬戸内法第 9 条】 氏名等変更届出	次の事項に変更があったとき ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から 30 日以内
【瀬戸内法第 9 条】 特定施設使用廃止届出	・特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内 (全部廃止を除き、変更許可が必要な場合がある。)
【瀬戸内法第 10 条】 承継届出	・特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき	承継等があった日から 30 日以内 (特定施設の承継等の前に、変更許可が必要な場合がある。)

8 瀬戸内法に係る事前評価手法（岡山県）

	汚濁負荷量	増加							減小又は現状維持
周辺公共用水域	排出先	海域又は湖沼				河川			
	新規増大排出量又は河川流量	1,000 m ³ /日未満	1,000～ 10,000 m ³ /日未満	10,000～ 50,000 m ³ /日未満	50,000 m ³ /日以上	直下で 100 倍以上	河口までに 100 倍以上	河口までに 100 倍未満	
	範囲の決定	新設部分に係る排水口ごとに、その排水量（最大）を用いて求められる各排水口を中心とする半径 r の円内水域		r の 2 倍を半径とした円内水域		最上流の排水口の位置から河川水と排水水が十分混合して様な水質に達すると予想される地点まで（最下流側にある排水口から全排水量が排出されるものとみなす。）		最上流の排水口の位置から河口まで及び河口での流心を中心として海域の式により求められる半径 r の円内水域 ただし、増大する排水量が 10000m ³ /日以上の場合は 2r を半径とする円内水域	省略できる
		ただし ① ある円内水域が他の円内水域に完全に重複する場合 ② 円内水域が部分的に重複し、かつその部分に排水口がある場合 ③ ②の状態 で円内水域が相連なる場合 各排水口を一体とみなし、算出される統合円内水域（排水口の位置は加重平均位置、排水量は合計量） 以上により求めた円内水域に他の排水口がある場合は、さらに 1 回一体の排水水とみなして算出される統合円内水域							
	計算式	log（ r ² θ／2 ） = 1.226 logQ + 0.086 （新田式） r:排水口より周辺公共用水域の外縁までの距離（m） θ:拡散角度（半円に様に拡散する場合は θ = π） Q:排水口よりの 1 日あたりの最大排水量（m ³ /日）							
	測定地点	1 測線に r/3, 2r/3, r の 3 点以上 （水量減、負荷量増の場合を含む）	3 測線に r/3, 2r/3, r の 9 点以上	3 測線に r/3, 2r/3, r, 4r/3, 5r/3r, 2r の 18 点以上	200～500m メッシュに区分し、3 測線の交点を含む 14 測定点以上及び 2r～5r 内で 6 測定点以上	周辺公共用水域の直上流及び周辺公共用水域内で流量変化するすべての地点		左記と同じ 及び 海域に同じ	周辺公共用水域測定データ等既存資料（あるいは代表地点 1 点）
現況水質	測定項目	環境基準、その他環境目標、排水基準等に定められている項目のうち、当該事業場の排水水に関係のある項目							
	採取位置	表層（水面下 0.5m）及び中層（同 2.0m）				水深の 2 割の水深			海域・湖：表層 河 川：水深の 2 割
	測定頻度	新規に増大する排水量が 100 m ³ /日未満の場合 …… 1 時期 1 日以上、各 1 日 3 回以上を原則とする。 " 100 m ³ /日以上の場合 …… 1 時期 3 日以上（1 週間以上の間隔を置いて 3 日以上）、各 1 日 3 回以上を原則とする。 ただし、新規に増大する排水量が 100 m ³ /日以上の場合において、周辺公共用水域について既存資料等による現況水質データがある場合又は当該申請に係る事業若しくはその事業が含まれる事業について環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）若しくは岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 11 年岡山県条例第 7 号）に基づく手続が行われている場合は、1 時期 1 日以上、各 1 日 3 回以上とすることができる。（排水量が減少する場合は上記測定頻度との整合をとりつつ適宜判断する。）							（1 時期 1 日 1 回以上）
将来予測	予測に使用する排水量	周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水量				全排水量			
	予測に使用する水質	周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水水の平均水質				全排水水の平均水質			負荷量が減少（あるいは現状維持）する旨、記載すること
	予測式	S' = S ₁ + （ S ₀ - S ₁ ） ・ C C = 1 - exp [- (Q ₀ ／ θ dp) { (1/x) - （1/ℓ ） }]			電算機による数値解析	S' = [SQ + （ S ₀ Q ₀ - S' ₀ Q' ₀ ）] ／ [Q + （ Q ₀ - Q' ₀)]			

(河川域)

- S' : 測定点附近で排水と河川水が十分に混合したと仮定したときの将来水質 (mg/ℓ)
- S : 測定点附近の現況水質 (mg/ℓ)
- Q : 測定点附近の流量 (低水流量時) ($\text{m}^3/\text{日}$)
- S_0 : 新規に増大する排水を含む、当該事業場からの全排水の水質の平均値 (mg/ℓ)
- Q_0 : 新規に増大する排水を含む、当該事業場からの全排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
- S'_0 : 現状での当該事業場からの全排水の水質の平均値 (mg/ℓ)
- Q'_0 : 現状での当該事業場からの全排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)

(海域)

注) $\exp\{a\} = e^a$

- S' : 測定点附近の将来水質 (mg/ℓ)
- S_1 : 周辺公共用水域の外縁直近の測定点の現況水質 (mg/ℓ)
- S_0 : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水水質の平均値 (mg/ℓ)。ただし、一体とみなされる場合には、各排水口における平均値の加重平均値とする。
- C : 希釈率
- Q_0 : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
- θ : 拡散角度 (半円に一樣に拡散する場合には、 $\theta = \pi$)
- d : 排水の混合層厚 (m)。原則として 2 m とする。
- p : 拡散速度 (m/日)。原則として 864m/日 とする。
- x : 排水口から測定点までの距離 (m)
- ℓ : 排水口から周辺公共用水域外縁までの距離 (m)

参 考

(1) 汚濁負荷量の減少 (現状維持を含む。) とは

環境基準、その他の環境目標、排水基準に定められている物質・項目のうち、当該特定事業場の排水に関係のある物質・項目に関し、すべて減少 (現状維持を含む。) する場合をいう。

(2) 環境基準点等ごとの水質の各測定値の記載について

申請直前の過去 1 ケ年間の月別、物質・項目別の測定値を記載することを原則とする。

(3) 低水流量とは

河川において 1 年のうち、275 日はこれよりも減少することのない流量をいう。測定記録がない場合は、河川管理者の意見、判断を参考に決定すること。

(4) 河川域での採水地点及びその地点での流量 (低水量時) の測定について

採水地点は原則として流心とするが、汚濁水の偏流が著しい場合、川幅が広い場合等においては、状況によって右岸部と左岸部を別々に採水地点として設定する。

これらの試料は原則として相互に混合しないものとする。流量測定は、河川管理者の意見、判断を参考に、河川工学関係の図書に記載されている方法によること。

様式第 1 (第 3 条関係)

特定施設設置(変更)許可申請書

令和〇年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇-〇

申請人 〇〇工業株式会社
代表取締役 岡山 〇郎

瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項(第 8 条第 1 項)の規定により、特定施設の設置(構造等の変更)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社〇〇工場	※整理番号			
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇丁目〇〇-〇	※受理年月日	年 月 日		
特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	※施設番号			
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☒ 無 ☐	※審査結果			
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考			
△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。				
△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。				
△排出水の量(排水系統別の量を含む。)	別紙 4 及び別紙 5 のとおり。				
△排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)					
△用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり。				
△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙 7 のとおり。				

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1 又はダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第 2 のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の号番号及び名称を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 7 を提出することを要しない。
 - 3 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 変更申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別 紙（県様式）

申 請 事 項 内 容

事業場名：〇〇工業株式会社 〇〇工場
 担当者氏名：〇〇部〇〇課 〇田〇郎
 （電話）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申請の概要

- ・特定施設として「酸又はアルカリによる表面処置施設」2基（うち1基は有害物質使用特定施設）を設置する。
- ・今回の届出に伴い、公共用水域に排出される排出水量及び化学的酸素要求量等の汚濁負荷量は、以下のとおりである。

排出水量（m ³ /日）	+31(+48)
汚濁負荷量	
化学的酸素要求量（kg/日）	+0.4(+0.6)
窒素含有量（kg/日）	+0.1(+0.2)
りん含有量（kg/日）	+0.04(+0.06)

（）は最大

※変更の場合には、変更前後で増減がわかるよう記載すること。

	変更前	変更後	増減
排出水量（m ³ /日）	31(48)	33(50)	+2(+2)
汚濁負荷量			
化学的酸素要求量（kg/日）	0.4(0.6)	0.6(0.8)	+0.2(+0.2)
窒素含有量（kg/日）	0.1(0.2)	0.2(0.3)	+0.1(+0.1)
りん含有量（kg/日）	0.04(0.06)	0.06(0.08)	+0.02(+0.02)

（）は最大

事 項	添付の有無
特定施設の構造	別紙 1 ☐ 有：無
特定施設の使用の方法	別紙 2 ☐ 有：無
汚水等の処理の方法	別紙 3 ☐ 有：無
排出水の汚染状態及び量	別紙 4 ☐ 有：無
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5 ☐ 有：無
用水及び排水の系統	別紙 6 ☐ 有：無
特定施設の設備	別紙 7 ☐ 有：無
工程別排水系統図	添付資料 ☐ 有：無
特定排水、冷却水等の総括表	添付資料 ☐ 有：無
特定事業場内排水経路図	添付資料 ☐ 有：無
総量規制基準総括表	添付資料 ☐ 有：無
特定事業場の周辺見取図	添付資料 ☐ 有：無
特定施設の構造図	添付資料 ☐ 有：無
特定施設の配置図	添付資料 ☐ 有：無
有害物質使用特定施設の管理要領	添付資料 ☐ 有：無
污水处理施設の設計計算書	添付資料 ☐ 有：無
污水处理施設の構造図	添付資料 ☐ 有：無
ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項	添付資料 ☐ 有：無
その他（ 操業の系統図 ）	添付資料 ☐ 有：無
その他（ 構造基準等対応総括表 ）	添付資料 ☐ 有：無

添付のないものは、前回の申請・届出（令和2年4月1日付け）と同じである。

※ 以下の申請書の記入は、「第2 水質汚濁防止法に基づく手続き 5 特定施設（使用、変更）届出書の記入例」を参照P30以降